

令和6年度第3回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日時	令和7年3月24日（月）午前10時00分～午前12時11分
開催場所	横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室
出席者	阿部委員、岩崎委員、内嶋委員、小野委員、加藤委員、金井委員、菅野委員、久保田委員、渋谷委員、清水武彦委員、清水龍男委員、鈴木委員、須山委員、永田委員、二宮委員、松田委員、港委員、村山委員
欠席者	飯山委員、大友委員、大橋委員、佐伯委員、滝沢委員、奈良崎委員、水野委員
開催形態	公開
議題	報告事項 （1）第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて （2）令和7年度予算（案）について （3）防災・減災に係る取組状況について （4）障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について （5）横浜市福祉のまちづくり条例の改正について （6）令和6年度専門委員会の活動報告について
決定事項	
議事	開会 （川端係長）定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第3回横浜市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日、司会をさせていただきます、障害者施策推進課の川端と申します。よろしくお願いいたします。 健康福祉局長 あいさつ （川端係長）初めに、健康福祉局長の佐藤よりご挨拶を申し上げます。 （佐藤局長）皆様、おはようございます。健康福祉局長の佐藤です。事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は年度末の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から市政、特に障害者施策に関する分野の推進に多大なるお力添えを頂きまして、本当にありがとうございます。 本日、議題としてご用意させていただいておりますが、第5期横浜市障害者プランの策定スケジュール、令和7年度予算、防災・減災に関する取組状況、障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始、本市で持っております福祉のまちづくり条例の改正について、あるいは令和6年度専門委員会の活動報告について、多数ございますけれども、ご報告させていただくことを予定しております。このうち第5期の横浜市障害者プランにつきましては、ちょっと気の早い話になりますが、令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間とする計画になります。早速、来年度、令和7年度から、障害当事者の皆様や関係団体等の皆様へのアンケートあるいはグループインタビューといったものの実施を予定し

ておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

本日はご報告事項が多岐にわたりますが、各事業を円滑に推進していくためには委員の皆様からの忌憚のないご意見が大変重要でございますので、様々なご意見を頂きますようによろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(川端係長) 議事に入る前に、一部、委員の改選がありましたので、お名前をご紹介させていただきます。日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合事務局長の久保田委員でございます。一言、よろしくお願いいたします。

(久保田委員) 皆さん、初めまして。ただいまご紹介いただきました久保田と申します。今まで加賀谷という者がお世話になっておりましたが、組織の総会の都合で、私、久保田に替わりましたので、初の対応になりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

(川端係長) ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、局長の佐藤は次の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきたいと思います。

(佐藤局長) 申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤局長退席)

(川端係長) また、皆様の机に追加の資料を配付しております。名簿や座席表、あと、資料7ということで、次年度の障害者施策推進協議会と、部会に入られている方は部会の一覧予定表を配らせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、ここから内嶋会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) 皆様、おはようございます。会長の内嶋でございます。年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告事項

(1) 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて

(内嶋会長) それでは、お手元の次第をご覧ください。3の報告事項の(1)から順番にご説明を伺ってまいります。まず、(1)第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(中村障害施策推進課長) 健康福祉局障害施策推進課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、座ってご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。第4期横浜市障害者プランは、令和3年度から8年度までの6年間の計画期間としております。冒頭、佐藤局長からも触れ

させていただきましたが、第5期の障害者プラン（令和9年度～14年度）の策定に向けて、取組を進めてまいります。

1の障害者プランの概要ですが、横浜市障害者プランは、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの法定計画を一体的に策定した計画となっております。障害者計画は、障害者基本法に基づき、横浜市において障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画です。また、障害福祉計画、障害児福祉計画は、円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法、また、児童福祉法に基づく計画となっております。参考として、第5期横浜市障害者プランの構造をお示しさせていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

次のページをご覧ください。2、障害者プラン策定の進め方ですが、策定に当たっては、PDCAサイクルに基づき、第4期横浜市障害者プラン等に対する評価を行い、その上で改善、計画策定につなげ、計画推進を目指します。その中で、グループインタビュー、当事者ワーキング、当事者向けアンケート、パブリックコメント等を実施し、障害当事者やご家族、障害児・者関係団体、事業者等、市民の皆様からのご意見を頂きながら、共につくり上げてまいりたいと考えております。加えて、専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、本横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会であります障害者施策検討部会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。検討部会につきましては、令和7年度は3回程度の開催を予定して進めていきたいと思っております。参考、PDCAサイクルによる計画の策定もイメージとしてお示しさせていただきます。令和7年度におきましては、評価としてグループインタビュー、当事者ワーキング、当事者向けアンケートを実施してまいります。具体的には、図の下にございます（1）グループインタビューについては7～9月頃、当事者や家族、障害関係団体等に対しまして、現状やニーズを把握するためのインタビューを行ってまいりたいと思っております。また、（2）当事者ワーキングについては、8～9月頃、日々の生活の中で感じている困り事やその解決方法、その他、本市の障害福祉施策に対して感じていること等について、当事者同士で意見交換や検討を行うワーキングを開催します。また、（3）当事者向けアンケートは12月頃に行いまして、本市の障害者手帳の所持者の大体10%程度、約1万8000人規模でございますが、その方々に対して無作為抽出でアンケートを実施してまいります。これらの取組について、米印のところにも表記させていただきますが、グループインタビュー等の実施内容については、障害者施策検討部会で作成した案に基づきまして、本協議会でご検討いただきます。

次のページをご覧ください。3、スケジュールですが、先ほどご説明させてい

ただきました令和7年度は、グループインタビューの実施、また、当事者ワーキングの実施、当事者向けアンケートの実施と進め、3月頃から骨子案の検討を開始していきたくと思っています。また、令和8年度、翌年度に入りまして、6月頃に素案の検討開始、9月頃に素案に対するパブリックコメントの実施、12月頃に原案を策定し、3月に第5期障害者プランの完成へと進めてまいりたいと考えているところでございます。検討の段階を通じまして委員の皆様のご意見を頂きますので、ご協力・ご支援をよろしくお願いいたします。ご説明は以上で

（内嶋会長）事務局、ご説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて、ご質問・ご意見のある委員の方、挙手をもってご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。ございませんか。よろしいですか。それでは、まず、加藤委員からご発言をお願いします。

（加藤委員）ピアサポートグループ在の加藤です。おはようございます。1点、私は不勉強なのかもしれませんが、障害者施策検討部会の中に当事者は何名ぐらい入っていらっしゃるのか教えていただきたいです。

（内嶋会長）事務局、よろしいですか。

（中村障害者施策推進課長）本会議ではなくて、検討部会のほうでございますか。

（加藤委員）そうです。

（中村障害者施策推進課長）障害の当事者の方については、本日ご欠席ではございますが奈良崎委員、また、本日ご出席いただいております須山委員にご参加いただいているところです。また、親御さん等の立場から、坂田委員でございとか、複数名の方にご参加を頂いている状況でございます。

（加藤委員）ありがとうございます。ぜひ精神障害の当事者からも1人入れていただければと思います。お時間を取ってすみません。以上です。

（内嶋会長）ありがとうございます。渋谷委員、発言をお願いします。

（渋谷委員）渋谷です。以前から言っていたのですが、策定の在り方で、グループインタビューやアンケートは結局、事務局の判断で、どこをどう採用するか、あるいはどう解釈するかというのが裁量になるわけですね。自己決定という意味からも、当事者が過半数参加した策定委員会を設けるべきだと思います。これは要望になります。取りあえず以上です。

（内嶋会長）今の渋谷委員のご発言を、僭越ながら私のほうから。スケジュールの予定案のところにも入っていますが、これからグループインタビューやアンケートを行うと。そのアンケートやグループインタビューの対象であるとか、得たデータの考え方については、事務局の裁量が相当入るのではないかと。当事者参加の趣旨からは、そもそも当事者が過半数を超えるような何か委員会ですね、政策委員会みたいなものを立ち上げてはいかかというご質問でよろしい

ですか。

(渋谷委員) はい。

(内嶋会長) 事務局、お答えをよろしくお願いします。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。それぞれワーキングでございますとか、当事者から頂いた意見やアンケート、また、市民意見募集についてもそうですが、基本的に委員の皆様、下部組織の検討部会にもそのまま公表していくことで考えております。また、当事者の方の参加が半数以上というお話でございますが、こちらについてもどのような実施の仕方があるのか、当事者の方、事業者の方、親御さん等々、関係団体の方々の意見もしっかりと聴きながら形にしていきたいと考えております。渋谷委員からご意見ということで本日頂いておりますので、そのことも含めて進め方を検討してまいりたいと思います。

(内嶋会長) ありがとうございます。渋谷委員、いかがでしょうか。

(渋谷委員) 推進協も検討部会も、過半数の当事者の参加がないですよね。自己決定の場になっていないので、ぜひ積極的に考えていただければと思います。以上です。

(内嶋会長) 推進協や下部の施策検討部会で十分、当事者の参加が行われているのではないのかというご意見ですが、事務局、いかがですか。

(中村障害施策推進課長) ご意見も踏まえてどういう形ができるのか考えていきたいと思います。全体としての委員会、審議会の定足人数等もございますので、そのバランスも取りながら考えていきたいと思ひます。

(内嶋会長) ありがとうございます。渋谷委員、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見は。それでは、鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員) おはようございます。淑徳大学の鈴木でございます。新しいプランの策定は今、工程表が示されているところで、少しその先の話になってしまいかもしれませんが、あらかじめ策定に当たり申し上げておきたいことがございます。今の第4期の障害者プランはどちらかというと、横浜市だけではないのですが、全国的に非常に大ざっぱな目標といましようか、とりわけ障害者計画の部分については大ざっぱになりがちです。障害福祉計画、障害児計画のところは、サービス量等、非常に細かく算定していくわけですが、障害者計画部分ですね。例えば、今、私も手元に開いているのですが、障害福祉人材の確保とか、魅力発信、採用支援と、いろいろありますけれども、推進と書かれています。常に推進、推進と書かれていて、これだと結局、分からないといましようか、今、国でもアウトカム評価が求められていますので、一定の何らかの指標をもってこういうことを達成していくというのをあらかじめ設定し、そして途中で検証し、必要であれば見直しという、そのあたりのところをもう少し、先駆的にやったださっている横浜市だからこそ、先んじてやっていただきたいという

おも 思いがございます。いじよう 以上です。
 (うちじまかいちよう 内嶋会長) けいかく 計画が ちゆうしようてき 抽象的になればなるほど 後の 評価が 難しくなると、端的に 申し上げればそういうご指摘だと思ひますが、事務局、何かコメントはございますか。
 (なかむらしようがいし 中村障害施策推進課長) すずき いん 鈴木委員、ほんとう 本当にありがとうございます。げんけいかく 現計画では 推進という言葉を使つてしまひますが、どのようにしっかりとしたものとして 推進していくかが大事だと思ひていまして、ロジックモデルの 考え方ですとか、そういったものも次期計画の中に出てきていゝと思ひていまして。そういった点では、まさに本日ご参加の委員の皆様方のご意見や、下部組織の検討部会の中でご意見を伺ひながら形にしまひたいと思ひております。お力添えをよろしくお願ひいたします。
 (うちじまかいちよう 内嶋会長) ありがとうございます。わたし 個人的に、しょうがいしえん 障害者支援センターの センター長の立場に就いてから御市も含めていろいろな障害福祉の計画を拝見するのですが、みんなぼ一つとしていゝのです。総論としては非常にいいのですが、各論が見えないと。今、そちらにいらっしやる行政パーソンの方は、まさに人と金を分捕つて政策を推進するのがお仕事でいらっしやると思ひますので、ぜひその力量を明文化して我々に示していただけると非常に心強いといふことで、よろしくお願ひいたします。
 ほかにいかがでしようか。よろしいですか。今日は報告事項も多いので、恐縮でございますが、もし何かありましたら後ほど伺ひます。
 (2) れいわ 令和7年度予算(案)について
 (うちじまかいちよう 内嶋会長) それでは、ほうこくじこう 報告事項の(1)を終わらして、(2) れいわ 令和7年度 予算(案)について、事務局からご説明をお願ひします。
 (なかむらしようがいし 中村障害施策推進課長) ひきつづき、しょうがいしえん 障害者施策推進課の中村からご説明させていただきます。お手元に資料2-1、2-2として、予算関係の資料をお配りさせていゝております。2-2についてはお持ち帰りいゝていただいゝ後ほどご覧いただければと思ひておりますが、健康福祉局、こども青少年局、医療局、きょういくいいんかい 教育委員会の関係4局が策定してあります予算概要の障害関係部分を抜き出した抜粋版です。検討部会の座長でもあります内嶋会長から検討部会のときにもお話を頂いたので、各局の様式がそれぞれの考え方といひますか個性といひますか、どうやったら見やすく市民の方にご理解いただけるかをつくつていゝ中で、フォーマットがそれぞれ異なつていゝます。そういったこともございますので、委員会の中でももう少し統一して見られるようにできないかとの声もあり、資料2-1をつくりしました。最初に申し上げるのも大変恐縮ですが、初めてつくつたころもございまして、もっとこゝういふにすゝるといいのではないかなど、ご意見を頂きながらいいものにしていゝきたいと思ひていまして。

前置きが長くなりましたが、令和7年度予算についてご説明させていただきます。全体として資料が45ページと多岐にわたりますので、下線を引いてある新規部分や拡充部分を中心に説明させていただきますと思います。

まずは健康福祉関係の予算でございます。9ページをご覧ください。9ページの表の一番上でございますが、災害時障害者支援事業（E V車導入支援）では、説明のところでございますが、災害発生時においても障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入を支援し、災害時の電源対策を進めます。

次のページをご覧ください。B C P実効性確保支援では、障害者施設等に対し、策定しているB C P、災害時業務継続計画ですが、こちらの実効性を高めるためのセミナー等を実施します。

次のページをご覧ください。表の一番上、福祉特別乗車券交付事業では、福祉パスの利用対象を地域交通でも利用できるようにし、障害者等の外出を促進します。

少しページが飛びますが、15ページをご覧ください。表の一番上、障害者施設整備事業では、新たに介護ロボットやI C T機器等導入に向けた伴走支援及びニーズの調査を行うとともに、機器等の購入費用を助成します。また、多機能型拠点5館目の設計費を予算として計上しているところでございます。

20ページをご覧ください。表の一番上、自殺対策事業では、（2）普及啓発・相談支援として、若年層や中高年層への啓発、インターネットを通じた相談や情報提供を実施します。

このページが一番下でございます。精神保健福祉対策事業では、精神保健福祉法改正に伴い新たに位置づけられた入院者訪問支援事業を開始いたします。

次のページをご覧ください。依存症対策の推進では、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、相談機能を充実させます。

次のページをご覧ください。精神科救急医療の受入体制では、措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医報酬単価を引き上げます。また、区役所に病院との連絡調整用のシステムを導入し、本人、家族等に対する平日日中帯の受診受療援助の効率化を図ります。

次のページからはこども青少年局関係になります。子育て応援アプリ「パマトコ」事業では、引き続き機能を拡充するとともに、子育てに必要な手続のさらなるオンライン化を進めてまいります。

次のページをご覧ください。「教育・保育給付」の認定を受けた子供の保育・教育では、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成を拡充してまいります。

次のページをご覧ください。私立幼稚園等預かり保育事業では、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額いたします。

次のページをご覧ください。一時預かり事業では、基本助成や利用児童加算助成のほか、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額します。

表の下でございます。障害児や医療的ケア児の受入れの推進でございます。こちらでは、障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加配置等する経費の助成について、補助単価を増額します。また、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園を新たに12園認定します。

次のページに移ります。同一事業でございますが、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施します。

29ページをご覧ください。療育センター運営事業では、(1)巡回訪問の拡充として、地域の中核機関として行っている巡回訪問を、保育所や幼稚園、小学校等に加えて、地域の児童発達支援事業所等でも行うため、北部、西部、東部の3つのセンターにソーシャルワーカーを増員します。(2)電子カルテの導入として、令和6年度に3つのセンターで導入した電子カルテを、残りの5つのセンターでも導入します。これにより、市内全てのセンターで電子カルテが使えるようになります。

次のページをご覧ください。(3)初期支援の実施等では、障害児相談支援を充実させるために、ソーシャルワーカーを増やします。

次のページをご覧ください。障害児通所支援事業では、(1)障害児通所支援事業として、障害児通所事業所数を911か所見込んでいるところです。また、(2)主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実として、神奈川区、金沢区、戸塚区、栄区でございますが、こちらの未整備区を対象に新たに整備補助として2か所分を実施いたします。また、災害時に備えて非常用電源の導入補助7か所分を新たに実施します。

次のページをご覧ください。障害児医療連携支援事業では、(2)医療的ケアを担う看護師等に対する研修として、障害児通所支援事業所で働く看護師等も助成の対象に加えます。(3)レスパイト事業のモデル実施では、医療的ケアが必要な方の家族の負担を軽減するために、看護師を自宅に派遣するサービスをモデル実施します。

次のページの一番下でございます。障害児入所支援事業等では、福祉型施設における医療的ケア児の受入体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施します。

35ページをご覧ください。ここからは医療局の予算でございます。

1ページ飛びまして、37ページをご覧ください。医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応では、(ウ)人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者の災害時個別避難計画作成として、人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を使ってい

て、災害で電源がなくなると命に関わる人に対して、災害時の個別避難計画を作成してまいります。

次のページをご覧ください。一番上のア、歯科保健医療センターの運営支援では、夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助してまいります。

次のページ、39ページです。ここからは教育委員会関係の予算のご説明でございます。取組内容のところをまずご覧いただければと思います。下線の引いてあるところがございます。教室や学校などのリアルな場所での学びをもっと充実させるとともに、オンラインやバーチャルな場所での学びも整えます。子供たち一人一人が自分の個性や興味、状況に応じて、これら3つの場所から自分で選べる環境をつくることで学びを保障し、充実させます。(2)のオンライン空間では、蔵書の拡充や読書バリアフリー化を図り、多様な子供たちが読書に親しめる環境づくりを進めるため、全ての小学校、義務教育学校、特別支援学校に電子書籍を導入します。

41ページをご覧ください。特別支援教育の推進では、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、非常勤講師を配置する特別支援教室実践推進校を拡充いたします。また、通級指導教室を利用する児童生徒が増加している現状を踏まえ、通級指導教室を小学校1校、中学校1校増設します。

次のページをご覧ください。(2)特別支援教育における専門職の連携では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒が増加したことによって、多様な子供たちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教職員に対してのコンサルテーション事業を新たに創設します。

次のページをご覧ください。福祉・医療等との連携による支援では、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両の台数を増やし、運行コースの拡充を図ります。

次のページをご覧ください。先ほど読み上げました事業の続きでございますが、肢体不自由特別支援学校6校に配置する学校看護師を増員します。また、看護師職の取りまとめ役となる主任級を2名配置し、組織体制の強化を図ります。

次のページです。特別支援学校における非常用電源の整備では、新たな横浜地震防災戦略に関する取組の一つとして、災害時においても安心・安全な環境を確保するため、非常用ポータブル電源の追加整備を進めます。あわせて、安定的な電源確保に向けて、特別支援学校敷地における無停電発電設備等の導入の検討をするため、調査委託を実施いたします。長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

(内嶋会長) 事務局、ご説明ありがとうございます。資料も膨大ですし、内容も多岐にわたりますが、大事なお金の話ですので、委員の皆様から何かご質問・ご意見がありましたら伺いたいと存じます。いかがでしょうか。それでは、清水委員、お願いします。

(清水龍男委員) 清水です。明日が予算議決の日だと思います。これは障害分野の概要の4局抜粋ですが、もっと大きく令和7年度予算全体を見ると、子育て偏重予算になっていて障害に薄いと考えています。もっと障害分野のパイを大きくしないと食いつきようがないわけだから、もっと予算を取ってきてくださいという話です。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。事務局、何かコメントはございますか。

(中村障害施策推進課長) 必要な経費については、引き続きしっかりと確保してまいりたいと思います。現状だけ申し上げますと、健康福祉関係で、本日ご説明を割愛させていただいている資料2-2の7ページ目に、健康福祉局の予算概要総括表というものがついています。こちらで申し上げますと、一般会計の障害関係の予算については、健康福祉全体の内訳として、2項が障害関係ですが、障害者福祉費は、今年度、令和6年度の予算が約1400億円ほどの金額でございます。それが令和7年度は1460億円ということで、予算規模的には約60億円弱の4.3%の増となっています。全体の予算規模としては、これは比較する話ではないとは思いますが、生活保護の関係の生活介護費の金額を超える規模感でございます。引き続き増やしていく努力をしていきたいと思っております。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。それでは、阿部委員、よろしくをお願いします。

(阿部委員) 地域活動ホームガッツ・ビーと西の阿部と申します。よろしくお願いいたします。いろいろ予算増のところもあって、人材確保だったり、看護師の研修だったり、そういったところを書いていただいている非常にありがたいと思うのですが、今、恐らく各事業法人だけでは人材確保がなかなかしにくい状況になってきているのかなとつくづく感じています。うちの法人でもいろいろな大学や専門学校の実習生を受け入れて、そこから当法人のことを知っていただいて就職につなげていくということで取り組んではいるのですが、なかなか今、新卒の学生の福祉への興味がかなり遠ざかってしまっているのかなということで、たくさんお金を貼っていただいても、人材が確保できないとなかなか使えない部分もあるのかなというところもあります。特に地域活動ホームですと、やはり看護師がかなり不足しているところもあったりして、医療的ケアのある方の受入れがなかなか厳しい地域活動ホームもあったりするのかなというのが現状かと思っています。なので、6ページに人材確保事業ということで、あんしん施策の中で少し予算を打っていただいていると思うのですが、各法人だけでなく、横浜市とも一体になってそういった人材確保のところを、もう少しお互い知

恵を出し合って何か考えられることがないかというのは、我々も協力させていただきたいと思っております。より一層、このあたりに力を入れていかないと、今後はかなり不安かなと思っております。以上です。

(内嶋会長) ご発言ありがとうございます。事務局から何かコメントはございますか。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。本当に人材確保自体は大変重要な課題であると同時に、喫緊の課題であると認識しております。そういった中でどういうふうにやっていくのか、関係団体の代表の方にご参加いただいて議論させていただいているところです。本日はご参加がかなわない状況でございますが、推進協の委員でもある大友委員にも検討会議にご参加いただいております。そういったものを継続的に行う中で意見やアイデアが出てくるかと思っております。また、この会の中でも、こういうことをやるともっといいのではないかと、人材確保をこういうふうに進めていくといい結果が出るのではないかとといったアイデアレベルでも結構でございますので、頂きながら進めていきたいと思っております。本当に大事な問題と思っておりますし、ご意見を頂戴して形にしていければと思っております。

(内嶋会長) ありがとうございます。今ちょうど人材確保というお話が出ましたので、私は障害者支援センターのセンター長という立場からお願いしたいのですが、これは先日の障害者施策検討部会でもご意見申し上げましたけれども、2024年度の国の補正予算で国事業の人件費に回せる補正予算がつけました。話によると、1人当たり3万から5万ぐらいつくのではないかなというようなものがついたと。先日の施策検討部会では、当センターが支援を行っているような横浜市の単独事業の人件費の増額をご検討いただけないかというお話を申し上げたのですが、今のところ検討の見通しなしと伺いましたので、重ねてこの協議会でもお願いしたいです。人を確保するためには、理念だけでは駄目なのです。お金がつかないとどうしようもないと。横浜市としての工夫を、アイデアをとおっしゃいましたので今ここで申し上げますと、この令和7年度の本予算のほうではまだついていないと思いますが、ぜひ市の単独事業においても国と同等というか国に倣って、お金をきちんと人件費のほうにつけられるような何か施策をしていただけるとありがたいということをもう一度申し上げておきます。これは意見ですのでコメントは必要ありません。よろしく願います。

ほかに委員の方、ご質問・ご意見は。それでは、菅野委員、よろしく願います。

(菅野委員) 精神障害者家族連合会の菅野です。いろいろと予算を組み立てていただいてありがとうございます。前からお話ししているのですが、精神障害者あるいはそうなる前を含めて、今回もこころの健康対策、自殺対策事業、精神科救急医療対策、あと、学校を含めて不登校、最終的には引きこもり。横浜市に

はコロナ禍に入る前にいろいろ調べていただいて、だから、今から5～6年前までの数字しか出ていませんが、引きこもりの状態が、15歳から39歳までで男性・女性入れて1万5000人、そして、40歳から65歳までで男性・女性入れて1万2000人と。私たち家族会からすると不安を抱えているのですが、その後もやはり引きこもりが非常に増えている。コロナ禍からまたその後も非常に増えている。そして、精神的な病を含めて、学校で嫌なことがあって行けない、こもってしまう。あるいは会社、仕事でいろいろなことがあって、やはり出られなくなってしまう。こもった状態。精神的には本当に病んでいるわけです。横浜市の教育委員会もいろいろ問題がありましたけれども、不登校、あるいは自殺して、その裁判で教育委員会が裁判所の傍聴席を占領したような話が出ていました。

そういうことを含めて、今回もいろいろ予算を組んでいただいておりますが、精神科の救急対策は精神科だけではなくて、私も今、施設をやっていますけれども、別の病気で救急車を呼んで、残念ながらかなりの時間がかかって、救急隊は一生懸命電話をしてくれているわけですが、なかなか見つからない。これも本当に先に進んでいません。ですから、精神科の救急と精神を病んだ人たちのその他の病気を含めてこちら辺の体制、それから、引きこもりですね。これは地域を含めて、学校も役所も本当に連携していかないとできないなと。とにかく把握するのが非常に難しい。ちょっと長くなって申し訳ないですが、役所の人ともいろいろ、高齢・障害支援課に相談に行き、出てくれれば把握できるわけですが、それがなかなか把握できない。そういうところを含めて、今回いろいろ予算を組んでいただいておりますが、今後も幅広く把握してやっていってほしいなと改めて思いますので、よろしくお願い致します。

(内嶋会長) ありがとうございます。今お話を伺って、実は引きこもりというのは若年だけではないのです。それが長くずっと続いていきますと、いわゆる8050と言われる、そういったケースを私は地域でさんざんやってまいりましたが、大体はお子さんのほうに何らかの障害があることがほとんどだったりします。なので、これを放置するということは相当社会的に、ご家族にとっても地域にとっても不幸な結果になりますので、役所というのはそれぞれセクションがあるでしょうから、この障害者施策推進協議会でどこまで手を出すのかという問題はあるでしょうけれども、今のご発言のように多角的・広域的に対応しないと大変なことになります。現場はもう既に実は大変なことになっておりますので、その点も含めて事務局から何かコメントがありましたら伺いたいと思います。

(中村精神保健福祉課長) 精神保健福祉課の中村と申します。なかなか難しい問題だと認識しているところでございます。今日は引きこもり関係を所管している部署がないところではありますが、私も自死対策などをやる中で、相談してもらおうその部分の意識づけということを、まずやっていかなければいけな

いのかなとおもっているところです。特に、相談しても無駄だと思われたり、
実際、我々もその部分に十分対応できているかと言われると、まだまだ不十分
なところもあるという認識ではありますが、まずそういったところを相談につな
げていって、それをまずは我々としてきちんと受け止める。必要な対応があるの
であれば、それをより専門的なところにつなげていく。そういったところの対応
を進めていかなければならないだろうということで、どういう仕組みをつくって
いくのがよいのか、そこはまた関係者とも話をしながら考えていきたいと思っ
ているところです。

あともう一つ、救急のお話がありました。今のお話は、病院のほうで
一時的には受け止めて、その上で、より専門的な治療等の対応が必要であればそ
ういったところにつなげていく。そういった取組を考えていかなければならない
のではないかとということで、このあたりも関係する部署等に話をしながら考え
ていきたいところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかに。それでは、二宮委員、お願いし
ます。

(二宮委員) 横浜市歯科医師会の二宮です。先ほど人件費の話がありました。
一例として、横浜市歯科保健医療センターはこれまでお給料が非常に安く、
先ほどお金がないところに人は来ないという話だったのですが、やはり人がどん
どん離れて機能低下している状態でした。それに対して市の方々にご理解いた
きまして、今年度は予算が増えまして、一般の歯科医院に比べるとまだ低いほう
ですが、ようやく人件費、お給料が増えます。その結果、多分、人が集まって
機能強化がされるとお思います。そういった輪がほかの事業所とかにも広がればい
いなど、個人的には思います。

先ほど引きこもりの話がありましたが、引きこもりですごく進んでいるのは
三重県だと、私個人としては思っています。三重県が都道府県としては全国初の
引きこもり支援の推進計画を立てまして、再来年度、その改定が行われるのに当
たって、実は個人的に私の歯科医院にも、引きこもりと歯科に対して、第一会派
の県会議員さん、第二会派の県会議員さんが2回ぐらい訪れて、昨年、三重に呼
ばれて講演も行いました。聞いてみますと、引きこもりの方はもう非常に悲惨な
状態で、外出できないから自分で自分の歯を抜くとか、そういう状態です。
全国に146万人ですか、引きこもりの方がいると思うのですが、今後が増えること
が予想されているので、本市においては、昨年度、引きこもりの事業として引き
こもりの映画祭をしているとか、そういう状況で、進んでいるところはかなり
進んでいますので、引きこもり対策をぜひ推進していただけたらと思います。私
からは以上となります。

(内嶋会長) 事務局から何かコメントはありますか。よろしいですか。

(中村障害施策推進課長) 所管の部署にご意見をしっかりと伝えてまいりたいと

思います。ありがとうございます。
 (内嶋会長) ほかにいかがでしょうか。それでは、港委員、お願いします。
 (港委員) 泉区生活支援センターの港です。何点かご質問と意見的なところをお伝えできればと思います。まず、意見のところ、先ほど内嶋会長からもあったように、市単の事業をやっているところへの補助はぜひ進めたいと思っています。というのは、大きい団体さんであればまた違うのでしょうかけれども、精神の業界だとNPO法人等で運営している団体が多いと思います。国事業として運営している事業所もあれば、市単の事業と混在している団体も結構あると思いますので、市単の事業に関しては人件費とかの補助を出すことで、経営の安泰もそうですけれども、団体の運営の支援になっていくのかなと思いますので、その点については進めたいと思っています。
 ご質問のところは何点かあるのですが、2点ほどご質問できればと思います。予算のところ、8ページになりますけれども、計画相談の部分の予算があるかと思っています。現場にいますと、計画相談のニーズというかやってほしいという声は多くあるかと思うのですが、区役所からもそういう要望があったりします。その中で、予算が減っている何かしらの理由があるのかなと思うので、そこを教えてくださいというのが1点です。
 もう一点は22ページになりますが、精神科救急医療の受入体制のところ、区役所に病院との連絡調整用システムの導入とありますけれども、具体的にどういったものになるのかというのと、これが既に周知されているのかどうかをお聞きできればと思います。というのも、周知できないと利用にはつながっていかないとと思うので、結果的としてあまり機能しないとなるともったいないかなと、これを読ませていただいて思ったので、そのあたりが今どういった状況で動こうとされているのか、予定も含めて教えていただければと思います。
 (内嶋会長) 港委員、ありがとうございます。事務局、いかがでしょう。
 (中村障害施策推進課長) ご質問ありがとうございます。計画相談のほうを先から私からご説明させていただければと思います。計画相談につきましては、ご利用を希望されている方にしっかりと計画が立てられる状況をつくっていくことが大変重要なことだと思っていますし、横浜市として引き続き取り組んでまいりたいと思っています。計画相談について、初任者の研修も毎年144名の定員を設けて育成させていただいているところではございますけれども、実態としてなかなか実施率が上がっていかない状況がございます。そういった中で、今年度、昨年度の執行状況等を見る中で、金銭的に令和7年度の予算で12億1670万円の予算を計上すれば賄えるような現状でございます。ただ、その部分が、冒頭申し上げましたように必要な方に対して必要なサービス、計画相談が実施できないような形にはならないように、この経費自体が足りないということが仮にあっても、しっかりと計画が立てられる環境は横浜市としてつくってまいりたい

と思っています。
 （中村精神保健福祉課長）続きまして、精神保健福祉課の中村から精神科救急
 の関係の話をさせていただきます。区役所に導入するシステムですが、これま
 でですと受診受療で急遽入院が必要と判断された方について、区役所の職員が
 病院に1軒1軒電話していたところ、このシステムを導入することによって、
 救急的に受け入れる病院は今、14病院だったかと思いますが、14病院
 に一斉に依頼をかけることができる仕組みとなっています。一斉に送信できるの
 で、その都度電話をしなくても済むことで時間短縮が図れるとか、あとは、
 状況を一斉に伝えることで早く受け入れてもらえる病院を探すことができると
 いうメリットがあると考えています。こちらの事業は、区役所の通常の
 受診受療援助の効率化、さらには、ひいては受診につながる時間の短縮化が主眼
 というところではありますが、来年度はモデル的に何区か、特に23条通報等が多
 い地域等を中心に展開して、その効果を見て展開を考えていきたいという状況
 ですので、広報的なところについてはこれからの検討と考えているところです。
 （内嶋会長）ありがとうございます。港委員、よろしいですか。今、私は
 計画相談のお話を伺っていて、要するに執行する予算に満たない現場の実態が
 あるというような理解をしたのですが、サービスを受けるのであれば、計画相談
 は本来は全障害者につかなければいけないはずなんですけれども、この横浜市で
 すらそういう状態だということになると、計画相談にお金をつけるというより、
 そもそも計画相談を担うような事業所や人材を確保するというをやっていか
 なければいけない。先ほどからずっと議論が出ている人材確保をどうするか、あ
 るいは事業者の基盤をどうするかという根本的な話になってくると思いますの
 で、計画相談の実施率を上げる上げないというレベルの話ではなくて、もう少し
 広く、障害者を支援する団体や人材の確保、あるいはその育成ということに力
 を入れていただければと思います。これは意見です。
 ほかにいかがでしょうか。それでは、加藤委員、お願いします。
 （加藤委員）
 精神障害の当事者の自助グループの立場から、少しお話をさせていただきた
 いのですが、一生懸命考えてきたものが手元にありますので、それを基に簡潔
 にお話しさせていただきます。
 第4期の障害者プランの中に、「障害のある人を地域で支える基盤の整備」
 とあり、その中に「お互いに支え合える仕組み」という文言があります。横浜市
 では今、ピアスタッフ推進事業が進められていて、私もその事業に大に関わら
 せていただいています。ただ現在のところ、その形は「生活支援センターにピア
 スタッフを配置する」、すなわち雇用という形に限られており、当事者がより
 主体的に関わる仕組みとは言い難い面もあります。ぜひ、もっと当事者主体の
 仕組みを、横浜市として応援していただけたらと思っています。

たとえば、イギリス発祥の「リカバリーカレッジ」という仕組みがあります。これは、行政と当事者が連携し、当事者が主体となって運営しているもので、詳細はここでは省きますが、「学び」を通じて回復、リカバリー、を支えることを重視しています。自分自身を振り返り、仲間と共に学ぶことで、自分の力を取り戻していく場でもあり、そのプロセス自体が回復につながるとされています。そして、そうした取り組みが結果的に医療費の削減にも寄与しているという研究結果も報告されています。

これはまさに、当事者主体でありながら、支援者や地域の人々と一緒につくりあげていく「共同創造（コ・プロダクション）」の実践であり、そうした場そのものが、障害があるかどうかに関わらず、地域で支え合う仕組みのひとつの形ではないかと感じています。

横浜市では、地域共生社会の実現を目指し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められていると承知しています。その中には、市民や支援者、研究者、行政が連携して、地域全体で障害のある人を支える基盤を強化していくことも掲げられていると理解しています。

そうした視点に立つと、当事者が主体となって、地域の人々と関わり合い、学び合い、支え合うような場、リカバリーカレッジのような取り組みは、横浜市の施策とも非常に親和性が高いのではないかと考えています。実際、横浜市内でもそういった活動を始めている団体やグループがあり、こうした動きがより持続可能なものとなるよう、ピアスタッフ推進事業だけではなく、地域に広く展開できるような事業の形も含めて、ぜひご検討いただければと思っています。今回の第4期プランの中では難しいかもしれませんが、第5期では、ぜひそうした点を検討していただきたいと願っています。

最後に一つ、質問というかお願いという形で伺わせていただきたいのですが、現時点で、横浜市として、当事者が主体的に地域でサポートの場をつくっていくことに対して、バックアップや応援をしていただける可能性があるのか、あるいはそういったことを検討していただけるのかどうか、ご見解を伺えればと思っています。長くなってしまい、申し訳ありません。以上です。

（内嶋会長）ありがとうございます。貴重な意見です。事務局、何かコメントはありますか。

（中村精神保健福祉課長）おっしゃっていただいた内容、今、リカバリーカレッジというのを検索したところではありますが、やはり当事者の方が地域で活躍できる仕掛けというのは必要だと思っております、そのために地域の理解も求めているかなければならないところがあるのかなと思っております。行政だけでできることには限界があると思っていますので、そのあたりを広げていくためには当事者の方々にも協力いただかなければならないと思っています。そのためにどういった支援の仕掛けができるかというのは、今考えて、これから整理かなと思

っているところではありますが、やはりそういう方向に持っていかなければなら
ないかなと思っっているところではあります。

あと補足で、ピアスタッフ推進事業のお話も頂いたところです。確かに今は
生活支援センターで活動されている方を中心とした展開でございまして、これに
関しては奈良崎委員からも知的障害の方や身体障害の方への展開についてご
意見を頂いているところではあるので、そういった部分も含めて考えなければ
いけないかなと思っっているところでございます。すみません、雑駁ではありませ
うが。

(加藤委員) ありがとうございます。既存の施設では、どうしてもやり切れない
部分があると思うのです。いわばニッチな領域というか、たとえば引きこもりや
自殺対策のような課題にも、当事者主体のアプローチは非常に有効だと思いま
す。だからこそ、そういった分野にも、これから私自身、発信していきたいと
考えていますし、ぜひ横浜市としてもご検討いただけたらと思っっています。以上
です。

(内嶋会長) ありがとうございます。当事者の主体性というのは、先ほど渋谷
委員からもキーワードとして出されていまして、主体性というのが大事です。主
です、「ぬし」ですということを、ぜひ政策の中ではお考えいただきたいという
ことです。それを加藤委員はおっしゃったのだと思います。私も実はピア
スタッフの方、これは知的の方ですが、私がお供をして、ピアスタッフの方が主
です、主人公として施設に伺って、施設のいろいろな見聞をしていただいてご
発言を伺うということをやりましたけれども、彼らが主であるという枠組みをつ
くると、視点が全く変わるのです。障害者と非障害者、我々は従となるという
ことです。そういう体制というか枠組みも非常に大事ですし、横浜は何を取って
もいろいろな意味で先進的な自治体だと私は承知しておりますので、ぜひこうい
った委員の貴重なご意見やご発言というのを政策に生かしていただければと思
います。

私の議事進行が大変拙くて、お金の話になると皆さん目の色が変わるという
ことで、私自身も目の色が変わりましたが、今、10分です。それで、休憩をど
うしても入れなければいけないので、一旦ここで令和7年度予算案についての
質疑を打ち切らせていただきます。後ほど、後半にも時間がございしますので、ち
よっと言いそびれたという委員の方がいらっしゃいましたら、恐縮ではござい
ますが、そこでまたご意見・ご質問を頂ければと思います。それでは、私の時計
では10分ぐらいのところで針が止まっています。20分まで休憩にしたいと思いま
すので、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

(3) 防災・減災に係る取組状況について

(内嶋会長) まだ村山委員がお戻りではないのですが、始めていてくださいという
ことですので、後半を始めたいと思います。それでは、次第の報告事項(3)
防災・減災に係る取組状況についてです。それで、皆様、ご発言の前に、
恐縮ではございますが、お名前を一言おっしゃってください。よろしく願
います。では、事務局。

(中村障害施策推進課長) それでは、資料3の「障害福祉分野における防災・
減災対策について」をご説明させていただければと思います。1の趣旨に記載さ
せていただいておりますが、第4期障害者プランでは、災害時における自助・
共助の情報共有の推進として、障害者施策推進協議会などで情報共有を行
うことが明記されております。災害時における自助・共助の取組として、令和7
年度から変更となる障害児・者を対象に含む補助・助成制度のご説明をさせて
いただきます。

2の補助・助成制度等の説明でございます。(1)家具転倒防止対策助成事業
です。以下の要件を満たす世帯を対象にと書いておりますが、点線囲みの中に
対象者ということで、同居者全員が、①65歳以上でありますとか、身体障害者
手帳の交付を受けている方、また、愛の手帳の交付を受けている方、精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けている方、介護保険法による要介護または要支援の
認定を受けている方、また、⑥として中学生以下の方です。米印のところに書
いておりますが、中学を卒業した方から64歳以下の方がいる世帯については、
②から⑤に該当しない限り対象となりません。(1)にお戻りください。令和7
年度からは取付代行、に加え、新たに器具代の全額または一部を助成する形にな
ります。ただ、詳細については、予算議決がこれからということもございまし
て、点線囲みのイの申請時期・申請方法等のところに書いてありますとおり、
詳細については決まり次第、ウェブサイト等に公開させていただきます。

次のページをご覧ください。(2)感震ブレーカー等設置推進助成事業です。
こちらについても、対象の方については点線囲みの中に書いてありますが、先ほ
どの家具転倒防止対策の事業と同様でございます。感震ブレーカーについて、こ
れに対する器具代の一部助成と取付代行の支援を実施します。これは既に実施し
ていたところでございますが、令和7年度からは、一部の地域に限って器具代の
全額助成という形で取組を拡大していきます。こちらについても、時期等につい
てはこれからウェブサイト等で公開していきます。

(3)災害時の情報発信でございます。こちらは災害発生の対応として、人工
透析が可能な施設の開設状況等を横浜市や県のウェブサイトに掲載することと
しておりますが、令和7年度からはそのウェブページの掲載に加えまして、
横浜市障害福祉のあんないアプリを活用して情報発信にも取り組んでいくとい
うことで、プッシュ型の通知もしていきたいと考えています。防災関係について
のご説明は以上でございます。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございました。ただいま説明がありました防災・減災に係る取組状況について、委員の皆様から何かご質問・ご意見ございますか。それでは、松田委員、発言をお願いします。

(松田委員) 浜肢体の松田といいます。対象者のところで身体障害者手帳の交付と書いてあるのですが、市役所に行くと、何級から何級の方で該当しませんと言われることがよくあります。これは何級の交付の方でしょうか。

(内嶋会長) 事務局、コメントはありますか。

(海野係長) 総務局地域防災課の海野と申します。ご質問ありがとうございます。こちらは手帳交付されている全ての方が対象となりますので、何級という限定はございません。全ての方が対象となります。よろしく願いいたします。

(松田委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。それでは、永田委員、お願いします。

(永田委員) 永田です。災害があったときに食べ物がないか心配です。あと、電気も心配です。

(内嶋会長) ありがとうございます。永田委員、どうでしょうか。今回の防災・減災対策について、ほかに何か市のほうで考えていますかという質問にしましょうか。どうでしょうか。先ほどご報告いただいたのは、家具転倒防止とか感震ブレーカーとかの防災対策を拡充しますというご説明だったと思いますが、永田委員から、食料や電気の確保について心配なんだけどもということで、何か市のほうからコメントがあれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

(大津課長) 障害施設サービス課の大津です。まず、施設やグループホームに入られている方は、そういった施設には3日分の備蓄をお願いしているところです。今どきの地震とかで3日で足りるかというのはありますが、まずは3日備えてくださいとお願いしているところなので、そこはご安心ください。

電気に関しては、大きな施設、例えば障害者の方が入所されている、ずっとそこにいる施設であれば、非常用の発電機を持っていたりします。それと、今回の令和7年度予算案では、電気自動車を買ったときの補助をつくりました。これは何かというと、電気自動車から施設に電気を送り込むための装置としても使える。電気自動車に電気をためるのではなくて、電気自動車の電気を、家の明かりをつけたりするために使えるように、電気自動車を買ったときの補助を令和7年度予算案ではつくっております。

(内嶋会長) ありがとうございます。永田委員、今、事務局から関連する説明がありましたが、いいでしょうか。

(永田委員) はい。

(内嶋会長) 当事者の方は、災害のときは大変なので、引き続きいろいろな防災施策を進めていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。それでは、小野委員、よろしくお願いします。

(小野委員) 腎友会の小野と申します。私たちの団体は人工透析の患者が主で、3番目の災害時の情報発信として、会員には横浜市障害福祉のあんないアプリを入れて情報を得るようにと勧めております。いつもありがとうございます。それに関してのご説明をお願いします。

(内嶋会長) 情報提供ということでよろしいですか。ありがとうございます。た。ほかにいかがでしょうか。それでは、須山委員、お願いします。

(須山委員) 浜難聴の須山です。災害の備蓄の件でお願いしたいことがあります。グループワーキングや当事者ワーキング、あとアンケートやパブリックコメントで細かく聞いていただけるものと思いますが、災害のときに絶対に必要なものというのは障害特性によって異なると思いますので、備蓄物質などに関しては当事者に尋ねて本当に必要なものを準備していただきたいと思います。

それともう一件、聴覚障害者向けの、災害の情報を伝えるテレビにつける機器があるのですが、それが助成もあってつけられるという、つける費用だけは横浜市が負担してくださって、毎月の受信にかかる通信費は個人負担のものがありません。その後、それはどうなったのかなと思ってお聞きしたいです。

(内嶋会長) 前半はご意見ということになりますかね。後半がご質問ということで、事務局からそれぞれコメントがありましたらよろしくお願いします。

(海野係長) 最後にご質問いただきましたテレビで情報発信するものは、テレビ・プッシュというものになりますが、申し訳ございません、私の隣の課が所管しておりまして、今年度助成していたと聞いております。来年度も実施する予定と聞いておりますので、また時期になりましたら広報よこはまやホームページ等で広報されると思います。今のご意見があったことも所管課には伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。須山委員、よろしいですか。どうぞ。

(須山委員) ありがとうございます。必要な人もいますので、情報をお待ちしております。

それでもう一件、前に戻ってしまうのですが、災害のときの情報保障というのがすごく気になることです。聴覚障害ですので、私のように人工内耳をしている人は、電池が切れてしまうと全く聞こえないのです。それで、音声からの情報を得ることはできないので、そういったときに、例えば電源の準備や電池の準備、電池といってもいろいろな電池があるのです。だから、それにふさわしい電池でないと駄目ですし、充電ができるので、充電できるような電気設備も含めて災害の備蓄に加えていただけるといいなと思います。人工透析とか大きな障害者には電源の確保があるようですが、私のようにちょっと分からないような障害にはそういうものがあまり準備されない。当事者の私から言わないと分からないところもありますので、その辺もお願いしたいと思います。

それと、区役所に手話通訳者が22か所つくというのを前のページで見たのです

が、22か所^{しよ}ということ^はは各^{かく}区^く役^{やく}所^{しよ}全^{ぜん}部^ぶについて、そして常^{じょう}駐^{ちゅう}な^なのか、それとも曜^{よう}日^びが決^きまっ^ていて、時^じ間^{かん}も決^きま^{った}通^{つう}訳^{やく}な^なのか、その辺^{へん}も知^しり^{たい}と思^{おも}っ^て、ちよ^ちっ^と関^{かん}係^{けい}ない^ので^すが質^{しつ}問^{もん}さ^{せて}い^ただ^きま^す。

(内^{うち}嶋^{じま}会^{かい}長^{ちやう}) 事^じ務^む局^{きよく}か^らそ^れぞ^れ、前^{ぜん}半^{はん}は意^い見^{けん}兼^{けん}ご質^{しつ}問^{もん}とい^う感^{かん}じ^で、後^{こう}半^{はん}はご質^{しつ}問^{もん}とい^うこ^とに^なり^ます^が、コメ^ント^トはい^かが^でし^{ょう}か。

(中^{なか}村^{むら}障^{しょう}害^{がい}施^し策^{さく}推^{たい}進^{しん}課^か長^{ちやう}) 1つ前^{まえ}の^ご質^{しつ}問^{もん}の^とこ^ろで、そ^れぞ^れの障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}の^なか^で食^{しょく}事^じの形^{けい}態^{たい}の^はな^しが^あり^まし^た。そ^れに^{たい}し^て当^た事^じ者^{しや}の意^い見^{けん}もし^っか^りと聴^きい^ても^らい^{たい}とい^うこ^とで^ござ^いま^した。新^{あら}た^な備^び蓄^{ちく}品^{ひん}の配^{はい}備^びと^{して}、高^{こう}齢^{れい}者^{しや}、障^{しょう}害^{がい}者^{しや}等^{とう}に^{たい}応^{おう}し^てい^く中^{なか}で、介^{かい}護^ご食^{しょく}と^{して}流^{りゅう}動^{どう}食^{しょく}や刻^きみ^のさ^れた食^{しょく}事^じ形^{けい}態^{たい}の^もの^も備^び蓄^{ちく}し^てい^く計^{けい}画^{かく}が^よさん^として盛^もり^こま^れて^いる^{じょう}況^{きやう}で^ござ^いま^す。備^び蓄^{ちく}を^した^はい^いけ^れど^も、障^{しょう}害^{がい}当^た事^じ者^{しや}の^かた^{じつ}たい^の実^{じつ}態^{たい}や高^{こう}齢^{れい}者^{しや}の^かた^{じつ}たい^の実^{じつ}態^{たい}と合^あわ^ない^もの^を備^び蓄^{ちく}し^ても意^い味^みが^あり^ませ^んの^で、頂^{いた}だ^いご意^い見^{けん}を^{かん}けい^の部^ぶ署^{しよ}に^つた^えて^しっ^かり^と実^{じつ}効^{こう}性^{せい}の^ある^備蓄^{ちく}を^して^まい^りたい^と思^{おも}い^ます。

ま^た、ご質^{しつ}問^{もん}の^なか^で頂^{いた}だ^い電^{でん}源^{げん}の^お話^わで^ござ^いま^す。確^{たし}か^に電^{でん}源^{げん}とい^うの^はは^大変^{だい}重^{じゅう}要^{よう}で^ござ^いま^して、例^{たと}え^ば情^{じょう}報^{ほう}を^える^{とい}う^こと^で申^{もう}し^あげ^れば、視^し覚^{かく}障^{しょう}害^{がい}の^かた^{じつ}たい^の方^{かた}が^スマ^ート^フォ^ンで^情報^{ほう}を^とる^{とい}う^こと^もあ^りし^ます。ス^マー^トフ^ォン^も電^{でん}源^{げん}が^き切^きれ^てし^まえ^ばた^だの^こ箱^{はこ}とい^うこ^とに^もな^りま^すの^で、そ^うい^った^もの^が電^{でん}源^{げん}と^{して}確^{かく}保^ほさ^れ、使^し用^{よう}が^じ続^{ぞく}で^きる^よう^な形^{かたち}の^し支^し援^{えん}、環^{かん}境^{きやう}づ^くり^をど^のよ^うに^して^いく^のか^とい^うの^は、私^{わたし}と^{して}も^大変^{だい}重^{じゅう}要^{よう}だ^と思^{おも}っ^てお^りま^すし、そ^うい^った^{でん}源^{げん}確^{かく}保^ほとい^う視^し点^{てん}も^あく^め、地^ち域^{いき}の^{きょ}て^んで^きし^せつ^に電^{でん}気^き自^じ動^{どう}車^{しや}の^ほじ^ょ補^く助^{じょ}を^こん^{かい}ど^うに^{ゆう}し^よう^とし^てい^ると^ころ^もご^ざい^ます。ど^うい^う形^{かたち}で^{うん}用^{よう}し^てい^けば^そう^いっ^た電^{でん}源^{げん}が^{しん}に^{ひつ}よ^うな^かた^とど^のか^とい^うこ^とを^{かん}が^てま^いり^{たい}と^思い^ます^ので、今^{いま}日^{にち}は^き重^{じゅう}な^ご意^い見^{けん}と^{して}伺^うか^がせ^てい^ただ^きたい^とい^いま^す。

(今^{いま}井^い課^か長^{ちやう}) 障^{しょう}害^{がい}自^じ立^{りつ}支^し援^{えん}課^かの^今井^いで^す。須^す山^{やま}委^{まい}員^{いん}、ご質^{しつ}問^{もん}あ^りが^とう^ござ^いま^す。先^{さき}ほ^ど手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}者^{しや}が²²区^くに^いう^お話^わだ^{った}か^とい^いま^すが、今^{いま}の^段階^{かい}で^は、手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}者^{しや}に^つき^まし^ては^{げん}ざ^いも^{はい}ち^に配^{はい}置^ちし^てお^りま^す2区^くで^{はい}ち^に配^{はい}置^ちを^じ続^{ぞく}し^てい^くよ^うな^かた^ちに^なり^ます。そ^れ以^い外^{がい}の^くと、手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}を^{はい}ち^に配^{はい}置^ちし^てい^る2区^くに^つい^ても^べつ^とと^う意^いさ^{せて}い^ただ^きて^おり^まし^て、手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}が^{ひつ}よ^うな^かた^につ^きま^して^は、直^{ちよく}接^{せつ}の^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}さん^では^なく^て、タ^ブレ^ット^を介^{かい}し^て聴^き覚^{かく}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きよう}施^し設^{せつ}と^やり^とり^して^いた^だく^よう^なか^たに^なり^ます。以^い上^{じやう}で^す。

(内^{うち}嶋^{じま}会^{かい}長^{ちやう}) あ^りが^とう^ござ^いま^す。須^す山^{やま}委^{まい}員^{いん}、よ^ろし^いで^すか。

(須^す山^{やま}委^{まい}員^{いん}) あ^りが^とう^ござ^いま^す。手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}とい^うの^は、人^{ひと}の^{はい}ち^に配^{はい}置^ちで^はな^くて、タ^ブレ^ット^を利^り用^{よう}し^た機^き械^{かい}の^{はい}ち^に配^{はい}置^ちとい^うこ^とで^よろ^しい^ので^すね。分^わか^りま^した。

(今^{いま}井^い課^か長^{ちやう}) 手^{しゅ}話^わ通^{つう}訳^{やく}者^{しや}、人^{ひと}の^{はい}ち^に配^{はい}置^ちも²区^くご^ざい^まし^て、そ^れ以^い外^{がい}に^タブ^レッ^トの^{はい}ち^に配^{はい}置^ちも^いっ^ぱい^と行^いっ^てい^るとい^うか^たに^なり^ます。説^{せつ}明^{めい}が^{ちゅう}途^と半^{はん}端^{たん}で^{もう}わ^けご^ざい^ませ

ん。よろしくお願^{ねが}いいたします。
(須山委員) 分かりました。文面^{ぶんめん}だけ見て人^{ひと}の手話通訳^{しゅわつうやく}だと思って勘違^{かんちが}いして
いました。ありがとうございました。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。まだ報告事項^{ほうこくじこう}が
残^{のこ}っているものですから、よろしければ先^{さき}に進^{すす}ませていただきたいと思います^{おも}います。

(4) 障害福祉分野^{しょうがいふくしぶんや}におけるオンライン申請^{しんせい}手続^{てつづき}の開始^{かいし}について

(内嶋会長) それでは、報告事項^{ほうこくじこう} (4) 障害福祉分野^{しょうがいふくしぶんや}におけるオンライン申請^{しんせい}
手続^{てつづき}の開始^{かいし}について、事務局^{じむきょく}からご説明^{せつめい}をお願いします。

(中村障害施策推進課長) 私^{わたし} どものご説明^{せつめい}が不十分^{ふじゅうぶん}で、かなり時間^{じかん}が迫^{せま}ってし
まいまして申し訳^{わけ}ございません。資料^{しりょう}4をご覧^{らん}いただければと思います。「障害^{しょうがい}
福祉制度^{ふくしせいど}のオンライン申請^{しんせい}について」でございます。こちらにつきましては、
申請^{しんせい}の一部^{いちぶ}についてパソコンやスマートフォンを使^{つか}って手続^{てつづき}できるオンライン
申請^{しんせい}を、令和7年2月25日、先月^{せんげつ}の25日から開始^{かいし}したものでございます。対象^{たいしょう}の
手続^{てつづき}については、自立支援医療^{じりつしえんいりよう} (精神通院医療^{せいしんつういんいりよう}) の申請^{しんせい}手続^{てつづき}と、精神障害者保健
福祉手帳^{ふくしてちよう}、障害福祉サービス^{しょうがいふくし}、障害児通所支援^{しょうがいじつうしよしえん}でございます。それぞれ手続^{てつづき}
によつては面談^{めんだん}が必要^{ひつよう}なものもありますので、表^{ひょう}の外^{そと}に米印^{こめじるし}で注^{ちゅう}釈^{しゃく}を入れさせて
いただいております。精神通院医療^{せいしんつういんいりよう}、精神障害者福祉保健手帳^{せいしんしょうがいしほけんてちよう}については、医師^{いし}
の診断書^{しんだんしょ}の提出^{ていしゅつ}が必要^{ひつよう}なものはオンラインでできないようになっておりますので、
そういった除外^{じょがい}もございしますが、今回^{こんかい}スタートさせていただきました。

次^{つぎ}のページをご覧^{らん}いただければと思います。時間^{じかん}の関係^{かんけい}もございしますので少し
はしよって説明^{せつめい}させていただきますが、オンラインの申請^{しんせい}をされたいサービスの
二次元コード^{にじげん}をスマートフォンで読み取^とっていただいて手続^{てつづき}を進^{すす}めていただく形^{かたち}
になります。基本的^{きほんてき}にマイナンバーカードが必要^{ひつよう}になります。マイナポータルの
制度^{せいど}を使^{つか}って申請^{しんせい}いただくということで、ご本人^{ほんにん}さんをしっかりと確認^{かくにん}していく
手続^{てつづき}になります。

次^{つぎ}のページにチラシをおつけしております。それぞれ、先^{さき}ほどお話^{はなし}しました
自立支援医療^{じりつしえんいりよう}ですとか精神^{せいしん}の手帳関係^{てちようかんけい}について Q R コードがついておりますので、
申請^{しんせい}したいとお考^{かんが}えのものについて読み込^こみをしていただく形^{かたち}になりま
す。また、読み込み機能^{よみこみきのう}がない方^{かた}については、ちょっと小^{ちい}さいですが、URL^{ゆーあーるえる}を
記載^{きざい}させていただいております。

裏面^{うらめん}は、オンラインで申請^{しんせい}するに当た^あって、マイナンバーを持^もっていることが
どうしても条件^{じょうけん}になることと、それに関^{かん}わる暗証番号^{あんしょうばんごう}がある方^{かた}、また、もちろ
んご本人^{ほんにん}でないとできませんので、ご本人^{ほんにん}であることを条件^{じょうけん}として申請^{しんせい}いただく
形^{かたち}であることを記載^{きざい}しています。

現在^{げんざい}、25日からスタートして先週^{せんしゅう}の18日までぐらいの状^{じょう}況^{きよう}で、大体200件弱^{だいたい けんじやく}
のご申請^{しんせい}を既^{すで}に頂^{いただ}いているところでございます。内訳^{うちわけ}として、自立支援医療^{じりつしえんいりよう}が大

	体160件ぐらいのご申請をいただいております、オンライン申請のご利用が高い 状 況が見えてきているところがございます。引き続き様々な形 で周知してご利用 者さんの利便性の向上につなげていきたいと思っております。ご説明は以上です。 （内嶋会長）事務局、ありがとうございました。今の、障害福祉分野における オンライン申請手続の開始について、何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃ いますか。それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。 （松田委員）先ほどあれしていただいて納得している部分もあるのですが、私は 以前、こういう制度ができますというのをラポールで一度、横浜市の担当の方が 来て講習していただきました。一回聞いてそのときは納得しているのですが、や はり日がたつと忘れることもあって、どうしてもずっと取り込めないところがあ るので、こういうあれがありますという講習会といいますか、そういう場をたく さん設けていただくことで、皆にも周知徹底していけるのではないかと思います ので、今後、よろしくお願いいたします。 （内嶋会長）ご発言ありがとうございます。市のほうから何かコメントはありま すか。 （中村障害施策推進課長）ご意見ありがとうございます。体験会のお話 もして いただいて本当にありがとうございます。この導入に当たって障害当事者の方 やご家族の方に体験会ということで、ラポールで3回ほど会を設けさせていただ きました。その場で実際に体験いただいて、こうするといいよというご意見も多 く頂戴しました。今後も、そういった形で丁寧に利用しやすい環境をつくって いきたいと思っておりますし、また、そういう体験する場などを通じて周知して いったらいいのではないかとご意見だと思っておりますので、検討してまいりたい と思っております。ありがとうございます。 （内嶋会長）ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、ど うぞ。加藤委員、お願いします。 （加藤委員）まず、このオンライン申請を始めてくださって、本当にありがとう ございます。私の周りでも、「これが始まってとても助かっている」という声を 多く聞いており、とても大事な取り組みだと感じています。 一方で、「更新の案内が分からず、手続きが失効してしまった」という声もあ りました。実は、私自身も以前、更新の時期に気づけず、失効してしまった経験 があります。先日、更新に行った際に窓口の職員の方とお話ししたところ、 「更新の連絡がないことに不満を持たれる方が結構いらっしゃって、強い口調で 責められてしまうこともある」といったお話を伺いました。 そうなると、当事者側だけでなく、職員の方にとっても大きなご負担になっ てしまうのではないかと感じています。ですので、もし可能であれば、こうしたト ラブルを防ぐような仕組みがあると、双方にとってプラスになるのではないかと
--	---

思います。
 現在、マイナポータルを活用されているとのことですので、ぜひその中の「お知らせ機能」などを使って、プライバシーにも配慮しながら、更新時期の案内などが届くような仕組みを検討していただけたらと思います。以上です。
 （内嶋会長）ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。いかがですか。
 （中村障害施策推進課長）検討してまいります。
 （内嶋会長）よろしくお願いします。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

（５）横浜市福祉のまちづくり条例の改正について
 （内嶋会長）それでは、報告事項の（５）横浜市福祉のまちづくり条例の改正について、事務局からご説明をお願いします。
 （田邊係長）健康福祉局福祉保健課の担当係長の田邊と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、着座にて報告させていただきます。
 資料５になります。「横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正について（報告）」ということで、昨年の第４回市会定例会で福祉のまちづくり条例の改正案が可決されましたというご報告でございます。
 検討の経過です。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、障害者差別解消法の改正が令和３年６月に行われ、民間事業者にも合理的配慮の提供義務化ということで改定されて、昨年４月に施行されております。それを受けまして、福祉のまちづくり条例についても、この考え方を条例に取り入れていくべきというご意見を、私どもの附属機関である福祉のまちづくり推進会議の中で頂きまして、令和４年１２月から、専門委員会で条例改正の方向性を検討させていただきました。昨年、専門委員会でまとめた意見書が提出され、パブリックコメントを実施することについて、福祉のまちづくり推進会議にて承認いただきました。主な内容としては、ハードとソフト両面のバリアフリーを進めて共生社会の実現を目指すべきという意見や、社会的障壁を除去するために必要な合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備について規定すべき、公共施設の整備計画などで当事者参画を推し進めるべきというような意見を踏まえて、改正案に反映させていただいたということでございます。また、その後でパブリックコメントを実施させていただきまして、各障害者団体さんにもお知らせさせていただきました。令和６年８月７日から９月５日までの間に意見募集を行いまして、１９名の方から４３件の意見を頂いております。主な意見として、こちらに書いてありますが、共生社会の実現を目指すのであれば様々な立場の方々の声を聴くべきということや、障害を解消する責任は社会にある、社会モデルという考え方に基づいて施策を進めて条例を周知していかないと意味がないと

このようなご意見を頂いております。

実際の改正の概要でございますが、目的をはっきり「共生社会の実現」に変更させていただいております。これは差別解消法もそうですが、もともと障害者権利条約に始まりまして、批准に向けて国内で関係法令が整備されたこともあり、福祉のまちづくり条例もそのような形で合わせております。また、合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備ということで、この環境整備を市と事業者の責務として規定させていただきました。また、共生社会の実現ということで、市が規模の大きい施設の整備計画を策定する際、高齢者や障害のある方が参画する機会の確保に努めるように追加させていただいております。この4月1日たちをもちまして施行となります。

内容はかなり抽象的な言葉を羅列させていただきましたが、今後の取組の中で、こちらの改正した内容を関係部署に周知するのと併せて、事業者が実際に合理的配慮を理解し実践するための研修教材を作成して提供していくことや、条例の趣旨を市民の皆様幅広く知っていただけるよう、私どもは福祉のまちづくり推進指針というものを、おおそ5年ごとに基本的なことをまとめたものとして作成しております。来年度はその検討期間でもございますので、別の委員会で検討して、その中に反映させていただきたいと考えております。

今後は、この合理的配慮を理解して実践するための研修教材をつくっていきながら、福祉のまちづくり条例は主にハードの整備、物理的な障害をなくしていくところというところに特化していたものを、よりソフト面で、事業者と私ども横浜市のほうでも実践につないでいけるようなものにしていきたいというところでございます。簡単ではございますが、報告は以上となります。

(内嶋会長) ありがとうございます。ただいま事務局からご説明がありました横浜市福祉のまちづくり条例の改正について、何かご質問・ご意見は。では、清水委員、お願いします。

(清水龍男委員) 前回お話ししたかったのですがタイムアウトになってしまつて、今回もかなり危ないですけども、前々回に話があったパーキングパーミットの件です。これが現物です。これをバックミラーにぶら下げるのですが、すぐ申し込んだんですけども、通し番号で217番というものが送られてきました。それで思い出したのですが、10年ぐらい前、10年以上前かもしれません、福祉のまちづくり推進会議で、当時はパーキングマナーと言っていました。車椅子用スペースがふさがっていた場合、一般用のスペースの2つを使ってその真ん中に止めて、それが違法ではないという何らかの後ろ盾が欲しいということを言ったのですが、結局、それは採用されなかったのです。今回、こういったいいものができてきたわけで、この問題の肝は、市民に対する周知だと思うのです。それだけのスペースがないと降りることも乗ることもできないということが周知されれば、何という止め方をしているんだということもなくなるので、改めて提案した

いと思います。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。人間より先にマイクが力尽きたようですね。すみません。文字起こしもやっているので、事務局のほうでマイクを調達できるように何とかしてください。今の清水委員のご発言について、事務局は何かコメントがありますか。

(田邊係長) ご要望いただいた件に対するお答えをさせていただきたいと思えます。やはりパーキングパーミット制度というのは、パーミットという許可というところについて行きがちですけれども、今回、パーキングパーミット制度を導入したことによって、施設管理者の方、また利用者の方も、必要な方が必要としているところに停めていることが分かることが非常に大切だと考えております。まだまだこちらとしても周知が不十分なところがあるかもしれませんが、民間事業者さん、本市施設も同様ですが施設管理者を通して、いろいろ周知・啓発などを図っていきたいと思います。ご意見頂きましてありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。渋谷委員、お願いします。

(渋谷委員) 今の話に出ていたのですが、合理的配慮自体を一般の事業者は知らないですね。僕は銀行のＡＴＭが使えないから、銀行にいかないといけないのですが、それを銀行員が断るのです。飲食店に行って、細かい付け合わせがあつて野菜なんか食べられないのでちょっとどかしてほしいと言うと、ほぼ断られます。それは合理的配慮でお互いに調整しなければいけないんだけれども、考え方が分かっていない人にもこれをどう広げて明確にしていっていいのか。以上です。

(内嶋会長) 民間の合理的配慮について、もう少し市民への理解が必要なのではないかと。ごめんなさい、簡潔にまとめてしまうとうこういうことだと思えますが、何か事務局からコメントはありますか。

(田邊係長) そういうことも実践につなげていくと、先ほどもご説明差し上げたとおりですが、私どもは今日も合理的配慮とか社会的障壁とか、結構難しい言葉を使っていたところがあります。先ほどもお話をさせていただきましたが、今後、福祉のまちづくり推進指針の内容を検討していく中で、今頂いたご意見を参考にしていきながら、改正する際の参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

(渋谷委員) かなり気合いを入れてやらないと、いけないと思います。以上です。

(内嶋会長) 気合いを入れてやってほしいということだそうです。おっしゃっておりで、ただ、このまちづくりの条例の改正というのは、私はいいい方向だなと。ハードウェアのほうでまずしっかりと、障害のある方が使いにくい街ではな

くて使いやすい街にすると。そのときに、障害当事者の方々の声を聴くのもいいのですが、一般の方に、なぜそうするのかということのご説明を通して合理的配慮とか障壁の排除ということを浸透させていくと。それは、先ほど事務局からもご説明がありましたが、ぜひそれをしっかりと。日本人というのは非常に従順な民族ですから、役所がやると右へ倣えをします。なので、ぜひ横浜市に範を示していただけると大変ありがたいと思います。

ほかにはよろしいですか。ご配慮いただいていると思います。ご発言をされた委員の方もいらっしゃると思うのですが、議事の進行もございますので、最後の報告事項に移らせていただきます。

(6) 令和6年度専門委員会の活動報告について

(内嶋会長) 令和6年度専門委員会の活動報告について、よろしくお願いします。

(中村障害施策推進課長) 専門委員会の活動報告ということで、資料6をご覧ください。ただければと思います。時間が超過していることもありまして、各部会のほうで大変活発なご議論をさせていただいているのでしっかりとご報告しなければならなところではありますが、少し要点をかいつまんでご説明したいとおもいます。

施策推進協議会の下部組織は、専門部会として5つ委員会が設けられています。1つ目は障害者施策検討部会でございます。こちらについては、内嶋部会長をはじめ12名の方にご参加いただいているところでございます。令和6年度の活動については、先ほど推進協の中でもご説明させていただきましたが、障害者プラン改定に向けたスケジュールや今後の進め方等を含めてご説明させていただきますということでございます。

次に、2つ目の発達障害検討委員会でございます。こちらについては、渡部部会長をはじめ計10名の方にご参加いただいております。発達障害の委員会については、令和6年度検討内容として、横浜市の発達障害児・者の施策展開に関するPDCAサイクルの評価・検証を中心に議論いただいたところでございます。

次のページの3、横浜市障害者就労支援推進会議は、眞保委員長をはじめ13名の方にご参加いただいております。こちらについては、障害者の就労支援に関する事業について、現在行っている事業の内容を中心に議論いただきました。

4、横浜市障害者後見的支援制度検証委員会でございます。こちらについては、麦倉部会長をはじめ8名の委員の方にご参加いただいております。令和6年度の取組としましては、各区の取組状況をヒアリングの中でご確認いただき、課題についての検証をいただいたところでございます。

次のページの5でございます。医療的ケア児・者等支援検討委員会では、赤羽部会長をはじめ16名の委員の方にご参加いただきご検討いただきました。次のページに令和6年度の検討内容が記載されておりますが、主に令和5年度に実施した医療的ケア児・者等実態把握の調査についての結果を報告するとともに、今後の活用方法等について、委員の皆様からご意見等を頂戴したところでございます。それぞれ各委員の中で活発なご議論をいただき、今後の施策の貴重なご意見として取扱いをさせていただいているところでございます。引き続き進捗してまいりたいと思っております。ご説明は以上です。

(内嶋会長)事務局、駆け足でのご説明ありがとうございました。ただいま令和6年度専門委員会の活動報告についてご説明がありましたが、ご質問・ご意見のある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。委員の中には部会でもご発言いただいている方がいらっしゃると思いますが、本当にいつもありがとうございます。よろしいですかね。詳細については、恐縮ですが、資料のところに大分詳しく説明がございますので、またご覧いただければと存じます。よろしいですか。ありがとうございます。

その他

(内嶋会長)それでは、報告事項全ての報告が終わりましたので、4番、その他について、事務局、よろしくお願いします。

(中村障害施策推進課長)委員長、よろしいでしょうか。1点、大変恐縮でございます。資料の訂正だけお願いできればと思います。資料2-1で活発なご議論をいただいたところのものでございますが、18ページに情報保障の取組ですが、須山委員にご指摘いただきまして、気づきました。誤植がございまして、真ん中の情報保障の取組の(1)手話通訳者のモデル配置でございます。22区ということで、先ほど委員からご質問がございましたが、正確には2区でございまして、大変申し訳ございませんでした。

(川端係長)あと、追加で資料を配らせていただいております。西区のクリアファイルの件で、阿部委員からお話をさせていただきます。

(阿部委員)すみません、時間のなかでありがとうございます。私が働いている西区では、先ほどからも共生社会というようなお話があったかと思いますが、西区の誰もがどこで相談しても、どんな相談でも受け止められるようにということで、こういった「みんなの相談窓口」というファイルをつくらせていただきました。今年初めて中にパンフレットを入れさせていただいているのですが、こちらも作成して、開いていただくとQRコードでその事業所のことが説明されていたり、そういったところにも取り組んでおります。西区の地域住民の方に行き届くようにということで、もう5年ぐらい継続してやらせていただいています。なので、これをもちろん地域の方に知っていただくということもそうなので

すが、事業所側も、どんな相談でもまずはワンストップで受け止めていきましようということで、この会議に出ている人たちは理解していますけれども、なかなか一般の相談員まで行き届かないところがあって、毎年更新しながら周知しているところになります。こういった取組をしていますという情報提供でした。ありがとうございます。

(内嶋会長) 情報提供ありがとうございました。それでは、須山委員、お願いします。

(須山委員) この西区の「みんなの相談窓口」はとてもいいと思います。見やすいし、相談の場所がよく分からないという声が多いので、ぜひこれを各区もつくっていただけるとありがたいと思いました。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。この西区のファイルとパンフレットは、どこが中心となっておつくりになったのですか。

(阿部委員) 裏面にありますが、西区では、いわゆるセンターと名のつく、障害に関係なくいろいろな分野の相談機関が集まって地域センター会議というものを
行っておりまして、その中で、こういったものが必要なということで作成
させていただいています。費用面に関しては、区にご相談して出していただいたり、
私どもの地域活動ホームでも少し出させていただいてつくらせていただいています。

(内嶋会長) さらなる情報提供ありがとうございました。今、委員から全区で展開したらどうかというお話がありましたが、とてもいい情報ツールだと思
いますので、市のほうでももし機会があれば全区にお声がけいただいて、区で1
つ、まとまりのある団体というか組織が中心となつて動いていращやるような
ので、そういった組織をつくるきっかけにも、もしかするとなるかもしれません
ので、ぜひよろしくをお願いします。

その他、よろしいですか。すみません、私の議事進行が拙くて時間を10分ほ
どオーバーしてしまいましたが、全ての報告事項とその他も終わりましたので、
事務局にマイクをお返しいたします。

(川端係長) ありがとうございます。いろいろなご意見を頂きまして、いろ
いろと進めていきたいと思っております。

最後に事務局からご報告がありますが、資料7ということで次回の推進協
の日程を配らせていただいております。現時点では6月25日水曜日または6月30日
月曜日ということで、令和7年度第1回推進協議会を予定したいと思つておりま
す。ただ、出席状況等、また確認の依頼をさせていただきまして、その状況
によっては日にちが変わる可能性もございますので、その点ご了承いただきな
がら、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありが
うございました。

資料 ・ 特記事項	1 資料 ・資料 1 : 第 5 期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて ・資料 2 - 1 : 令和 7 年度 予算概要 4 局 抜粋版 (概要) ・資料 2 - 2 : 令和 7 年度 予算概要 4 局 抜粋版 ・資料 3 : 障害福祉分野における防災・減災対策について ・資料 4 : 障害福祉制度のオンライン申請について ・資料 5 : 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正について ・資料 6 : 令和 6 年度専門委員会の活動報告について
-----------------	--